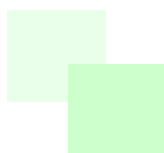


# 資料 3



## 基本計画案



# 施策体系

緑

## 基本理念

基本理念を、みどり（緑）、きずな（絆）、つなぐ（継）の3つとし、より高い利便性を実感できる生活環境の充実、葛城山系の豊かな自然環境や各種の恵まれた文化・歴史環境の活用、まちづくりに関わるすべての人の協働と町内外の交流によるまちづくりを展開し、輝く河南町を創造します。



## 将来像

豊かな自然と文化 ともに創る笑顔あふれる元気なまち



## 施策の体系

まちづくりの大きな5つの柱

一人ひとりが輝く  
まちづくり

子どもたちの笑顔  
あられるまちづくり

安全で安心して  
暮らせるまちづくり

快適な生活基盤の  
充実したまちづくり

美しい水とみどり豊かな  
にぎわいのあるまちづくり

## 施策

人権尊重・平和の推進  
男女共同参画社会の実現  
国際交流の推進  
ボランティアなどの住民活動の促進  
生涯学習の支援  
文化・芸術の振興  
歴史的風土の継承  
スポーツ・レクリエーション活動の推進  
情報化の推進  
心豊かなコミュニティの形成

子育て支援の充実  
教育の充実  
家庭と地域における教育機能の充実  
青少年の健全育成

地域福祉の充実  
高齢者福祉の充実  
障がい者(児)福祉の充実  
保健・医療の充実  
災害・危機に強いまちづくりの推進  
消防・救急体制の充実  
消費者保護と雇用対策の充実

快適な道路の整備  
地域公共交通の利便性の向上  
安定的な水の供給  
下水道の整備  
河川の整備  
交通安全対策

みどりの保全と創造  
環境保全・美化の推進  
資源循環型社会の形成  
美しく魅力的なまちの形成  
良好な住環境の整備  
商工業の振興  
農林業の振興





### 【まちづくり計画】

#### (1) 人権教育・啓発の推進

- 人権に関する住民の意識の醸成に努めます。また、さまざまな機会をとらえ、人権をまもる会と連携を密にし、人権を尊重する社会の実現に向けて、啓発活動に取り組みます。
- 人権の尊さや差別・偏見に対する正しい理解と認識を深めるよう、学校教育や生涯学習において、人権の大切さを学ぶ人権教育を推進します。
- 人権啓発冊子や広報紙などを通じて、人権意識の醸成に努めます。

#### (2) 人権擁護施策の推進

- 人権相談の充実を図るとともに、人権擁護委員などと連携しながら人権侵害に対する救済と保護に努めます。
- いじめや虐待など、子どもの人権侵害の防止に向けた取り組みを推進します。
- 高齢者や障がい者などに対する人権擁護や虐待防止に向けた取り組みを推進します。

#### (3) 平和の推進

- 平和の実現は人類共通の願いです。そのため、非核平和の尊さを住民一人ひとりが認識できるよう、講演会・展示会などの活動を通じて、広く住民に訴えていきます。



## 2 男女共同参画社会の実現

---

### 【現況と課題】

少子高齢化、社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある地域社会を築くためには、男女が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

このため、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮して充実した生活を享受できる社会の構築が強く求められています。

本町では、「河南町男女共同参画プラン」に基づき、審議会等への女性の登用など啓発活動を進めてきました。

今後とも、男女共同参画社会に対する理解を深め、男女がお互いに認め合い、支え合いながら、それぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思と責任に基づいて社会に参画する、明るく開かれた地域社会を築く必要があります。

そのため、家庭、職場、地域など、あらゆる場において男女とも一層の意識改革を図る取り組みが必要です。

また、パートナーなどからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメントなどについては、女性の人権を保障する視点に立って対処する重要な課題となっています。

### 【まちづくりの方向】

「河南町男女共同参画プラン」に基づいて、男女共同参画社会理念の普及やささまざまな分野で性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮できる社会の実現に努めます。

- (1) 社会環境の整備
- (2) 男女共同参画社会の実現



## 【まちづくり計画】

### (1) 社会環境の整備

- 審議会委員等への女性の登用をより一層推進し、政策・方針決定の場に参画しやすい環境を整備します。
- 家庭・地域生活と仕事の両立支援や雇用における男女の均等な機会・待遇の確保に関する施策の推進など、さまざまな分野において、総合的に男女共同参画を推進します。
- 女性の社会進出のため、育児休業制度などの普及啓発、就職希望者への情報提供や能力開発などの施策を推進するとともに、放課後や長期休業期間中の保育の充実に努めます。
- ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、啓発活動や相談の充実に努めます。

### (2) 男女共同参画社会の実現

- 男女共同参画の視点に立ち、社会制度・慣行の見直しに向けた住民の意識改革を促進します。
- 家庭、学校、地域において男女の平等や男女共同参画の理念について、教育や学習の充実に努めます。



### 3 国際交流の推進

#### 【現況と課題】

情報通信網や交通網などの発達により、世界的規模で人、物、情報の交流が活発化し、グローバル化が進展しています。

また、地域の国際化も進展しており、本町においても、大阪芸術大学などで学生や教授の交流が活発に行われています。

このような社会情勢から、住民一人ひとりの国際感覚や国際理解を高めていくことが重要であり、国際性豊かな人材の育成に努め、あわせて情報発信や国際交流の機会を拡充する必要があります。

また、在住外国人や留学生が本町に親しみを持ち、暮らしやすい環境づくりを進める必要があります。

#### 【まちづくりの方向】

国際化の進展に対応し、本町の歴史や文化などを町内外に発信するとともに、異文化を理解し尊重する意識を醸成します。また、国際社会においてコミュニケーションがとれる国際性豊かな人材の育成、住民のさまざまな場における外国人との交流・友好が活発に行われる環境づくりをめざします。

(1) 国際交流の推進

(2) 国際化に向けた環境整備

#### 【まちづくり計画】

##### (1) 国際交流の推進

- 教育や文化、芸術、スポーツなど、幅広い分野において、友好都市の提携、大阪芸術大学などの関係機関と連携した国際交流の促進に向けたネットワークづくりを検討します。
- 住民と外国人との相互理解を深めるため、家庭におけるホームステイなどの受け入れを検討するとともに、交流の機会の充実に努めます。





- 住民の自主的な国際交流活動を展開する団体や個人を支援する施策を検討します。

(2) 国際化に向けた環境整備

- 幼稚園、小・中学校において、外国人英語指導助手（ALT）などによる語学指導の充実を図るとともに、外国の歴史や文化などを学ぶ機会の充実などの国際理解教育を進めます。
- 外国人にやさしいまちづくりや本町の情報発信の充実を図るため、各種パンフレットの外国語表記を進めるとともに、公共施設やホームページなどの外国語対応を検討します。



#### 4 ボランティアなどの住民活動の促進

---

##### 【現況と課題】

住民の一人ひとりが地域づくりの担い手であり、地域における福祉や教育、防犯、防災など地域ぐるみでのまちづくりが求められています。

本町においても、自主防災組織や NPO 団体などによる活発な活動が行われつつあります。

今後、住民のボランティアに対する理解を求め、地域における主体的・自主的な活動の一層の促進に努めることが重要です。

##### 【まちづくりの方向】

住民の一人ひとりが、よりよい地域づくりの担い手であるという自覚を促し、福祉、環境をはじめ、日常生活のさまざまな分野におけるボランティア活動への参加を促進します。また、各種団体への支援を進め、ボランティア活動の活性化を図ります。

- (1) ボランティア活動の促進
- (2) ボランティア活動の支援

##### 【まちづくり計画】

- (1) ボランティア活動の促進
  - 地域づくりの担い手としての役割意識やボランティアについて、住民に理解を求め、ボランティア活動への参加を促進します。
  - 研修や講座、教育を通じて、ボランティア活動へ参加できる環境づくりを進めるとともに、高齢者や障がい者などのニーズに対応したさまざまなボランティア活動を促進します。



(2) ボランティア活動の支援

- ボランティアやNPO団体をはじめとする住民の活動に関する情報提供や活動の機会づくりなどに努め、住民の自主的な活動を支援します。
- 福祉や防犯・防災など、さまざまな分野の団体が活発に活動できる体制づくりに努め、地域ぐるみでのまちづくりを進めます。



## 5 生涯学習の支援

### 【現況と課題】

社会・経済情勢が急速に変化する中で、住民の学習ニーズはますます多様化し、高度化しています。充実した人生を過ごすため、生涯学び続け、自己実現を図ることができる生涯学習社会の確立が求められています。

町では、大阪芸術大学との連携による学習講座や各種教室を開催し、生涯学習の機会拡充に努めています。また、公民館図書室においては、より一層の蔵書の充実に努める一方、インターネットなどを活用した生涯学習にかかる情報提供に努めています。

今後、住民の学習ニーズを把握し、多彩な生涯学習プログラムを提供するとともに、社会教育施設の整備など、総合的な生涯学習環境づくりを進めていく必要があります。

### 【まちづくりの方向】

住民の生涯学習活動を支援するため、大学などの関係機関と連携し、すべての世代でそれぞれの学習意欲に応じた学習機会を提供するとともに、社会教育施設の整備・拡充による機能の充実に努めます。また、大学・博物館との連携により、生涯学習機会の充実に努めます。

- (1) 生涯学習活動の促進
- (2) 多様な学習機会の充実

### 【まちづくり計画】

- (1) 生涯学習活動の促進
  - 住民の自発的な学習活動を促進するため、ホームページや広報紙などを通じて、住民ニーズに沿ったさまざまな生涯学習情報を提供します。
  - 多様化、高度化する住民の学習ニーズに対応するため、幼児から高齢者にいたるまで、住民のライフサイクルに応じた各種講座の充実に努めます。



- 社会教育関係団体や各種サークルを育成・支援し、住民の自主的な活動を促進します。また、多様な技能や経験を持ち合わせる人材の発掘に努めます。

(2) 多様な学習機会の充実

- 大阪芸術大学や近つ飛鳥博物館などと連携し、その専門的な知識、情報をいかした学習機会を提供します。
- 住民の多様な読書ニーズに応えるため、図書室においては、利便性の向上のためのサービスを充実するとともに、巡回文庫などによる子どもの読書への関心を高めるなど、貸し出しや蔵書の充実を図ります。
- 住民の生涯学習の場となる公民館などの社会教育施設は、機能の充実や施設の整備を進めるとともに、余裕教室の有効利用など、学校の施設開放に努めます。



## 6 文化・芸術の振興

### 【現況と課題】

多くの住民が文化・芸術に親しみ、地域の歴史などを知ることが、新たな文化が誕生し、まちの魅力を高めるとともに、地域社会の活力増進が図られるものと期待されています。

本町では、芸術鑑賞の機会として、公民館やぷくぷくドームなどの施設において文化講演などを開催しています。また、日頃の活動成果を発表する場の提供など、住民の文化活動への支援、さらに各種講座や教室を開催し、文化・芸術の振興に取り組んできました。

今後、文化協会や大阪芸術大学などとの連携をより一層図りながら、文化・芸術に親しめる環境づくりや文化活動の促進に努めるとともに、文化交流を促進することが求められています。

### 【まちづくりの方向】

住民の文化・芸術活動を促進するとともに、大阪芸術大学などと連携を図り、文化活動の場や鑑賞の機会を提供し、豊かな文化・芸術の創造に努めます。

(1) 文化芸術活動の促進

(2) 文化交流の促進

### 【まちづくり計画】

(1) 文化芸術活動の促進

- 多様な文化活動を促進するため、情報発信を行うとともに、講演会や講座などの開催を通じ、住民の文化意識の高揚に努めます。
- ぷくぷくドームをはじめとした諸施設を活用し、さまざまな文化・芸術にふれあう機会の提供や文化的行事、イベントの開催支援など、文化振興に取り組みます。
- 近つ飛鳥博物館との連携を図りながら、南河内の歴史・文化の発信源として、その活用を図ります。



- 大阪芸術大学などと連携し、その特性をいかした文化・芸術活動を展開するとともに、新たな文化・芸術を創造することができる環境づくりを検討します。
- 伝統的行事の継承や民俗資料などの収集・保存を行います。
- 住民の自主的な文化活動の促進を図るため、文化協会をはじめとした団体などの育成・支援を行います。
- 住民の多様なニーズに応えるため、文化振興機能を有した各種施設の整備を図ります。

(2) 文化交流の促進

- 一人ひとりが輝くまちづくりを進めるため、多彩な分野における文化交流を検討します。



## 7 歴史的風土の継承

### 【現況と課題】

本町の歴史は古く、縄文時代早期から人々が住み始め、古墳時代には数多くの古墳が築かれました。「近つ飛鳥風土記の丘」には、我が国の代表的な古墳群である一須賀古墳群が保存・整備されています。また、瓢形双円墳としては国内最大のもので、国の史跡に指定されている金山古墳、そして寛弘寺古墳は、歴史に身近に触れることのできる公園として整備しています。さらに、西行法師ゆかりの弘川寺には府指定天然記念物の「かいどう」があり、寺内町である大ヶ塚、高貴寺、平石城跡などの歴史的資源が豊富です。

近つ飛鳥博物館や関係機関等と連携・協力し、これらの歴史的資源を町の個性として受け継ぎ、積極的に活用していくことが重要です。

### 【まちづくりの方向】

町の魅力であるこれらの歴史的資源を積極的に町内外へ発信し、活用を図ります。貴重な歴史的遺産を保全するとともに、文化歴史風土をいかしたまちづくりを進めます。

(1) 歴史的資源の活用

(2) 文化財の保全・活用

### 【まちづくり計画】

(1) 歴史的資源の活用

- ホームページやパンフレットなどを充実し、町の歴史的資源の魅力を発信します。
- 近つ飛鳥博物館などとの連携・協力により、歴史・文化にふれ、学ぶことができる機会を拡充します。
- 国史跡金山古墳や寛弘寺古墳、一須賀古墳群、大ヶ塚寺内町などの貴重な歴史的資源のネットワーク化や住民との協働による管理保全に取り組みます。





(2) 文化財の保全・活用

- 国道309号（河南赤阪バイパス）の整備にあわせて、国史跡金山古墳公園周辺の環境整備を進めます。
- 歴史・文化に対する住民の意識を高めるため、文化財の調査研究を進めるとともに、その啓発活動を進めます。
- 宅地造成等における開発事業者の協力を得ながら文化財調査を行い、埋蔵文化財の保護に取り組みます。



## 8 スポーツ・レクリエーション活動の推進

### 【現況と課題】

スポーツ・レクリエーション活動は、心身の鍛練や健康増進に役立つとともに、住民相互の交流を深め、豊かな地域生活を営む上で大きな役割を担っています。

スポーツ活動を支援する施設として、ぷくぷくドーム、総合運動場などがあります。近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、多様なスポーツニーズに対応し、年齢や体力に応じて、住民が生涯に渡ってスポーツ活動を行うことができる環境づくりが求められています。

今後も、スポーツ施設の有効活用や利用促進に努めるとともに、各種スポーツ団体・クラブの自主的活動に対する支援や指導者の育成・確保、スポーツ教室の充実など、スポーツ活動の振興のため、活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

また、「弘川寺歴史と文化の森」や金剛生駒紀泉国定公園の峰々を縦走する「ダイヤモンドトレール」などの自然資源に恵まれている本町には、自然や歴史的資源を結ぶルートとして「自然と歴史の散歩道」、南河内地域一体の自然や歴史等を結ぶルートとして「河内ふるさとのみち」が設定されているほか、レクリエーション施設として、ゴルフ場や観光牧場があります。

心身のリフレッシュのために町外からの利用者も多いウォーキングやハイキングコースなどの整備や資源の有効活用に努める必要があります。

### 【まちづくりの方向】

すべての住民が、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しみ、健康づくりに励むことができるよう、施設の有効活用を進めるとともに、各種スポーツ事業の推進とリーダーの育成を図ります。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の充実
- (2) スポーツ・レクリエーション活動環境の整備



**【まちづくり計画】**

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の充実
- スポーツ団体等がより活発に活動できる環境づくりや支援を行うとともに、多種多様な住民ニーズに対応するため、指導者の育成や資質の向上を図ります。
  - 気軽に健康・体力づくりやスポーツを楽しめる教室などの機会を充実します。
  - 各種スポーツ大会などについて、多くの住民の参加やスポーツ団体等の活動を支援します。
- (2) スポーツ・レクリエーション活動環境の整備
- だれもが気軽にレクリエーションを楽しめるよう、「自然と歴史の散歩道」や「河内ふるさとのみち」などのウォーキングやハイキングコースの整備に取り組みます。
  - 身近にスポーツを楽しめる環境づくりのため、学校体育施設の開放に努めるとともに、既存体育施設の整備・改修を進めます。



## 9 情報化の推進

### 【現況と課題】

近年、情報通信技術が飛躍的に進歩し、社会経済活動や住民生活に大きな変化をもたらしました。

本町では光ファイバー網の普及とともに高速インターネットによる公共施設のネットワーク化に努め、職員の一人一台パソコンの配置により、より多くの情報の共有化に努めてきました。また、町ホームページから申請書類等が入手できることや住民基本台帳ネットワークの運用など、情報通信基盤を活用した住民サービスの向上を図ってきました。

住民が接する情報が質・量ともに増大し、高度化・多様化する情報ニーズに対応し住民サービスの向上を図るため、いつでもどこでも情報通信ネットワークにつながる「ユビキタス社会」をめざし、情報提供の一層の充実、情報化の基盤づくりやネットワーク化に努める必要があります。

反面、個人情報の漏えいなどが社会的な問題となっており、情報化を進めるにあたって、個人情報の保護やネットワークセキュリティの確保といった新たな課題も発生しています。今後、より一層のセキュリティ対策を図り、住民の信頼を高める必要があります。

### 【まちづくりの方向】

いつでもどこでもだれでも利用できる暮らしの情報化を図り、住民の利便性と行政の効率性の向上をめざします。

また、インターネットなどを利用した犯罪を未然に防止するとともに、個人情報保護に万全の対策を講じ、安心して生活ができる高度情報社会の形成をめざします。

- (1) 情報化の推進
- (2) 推進体制の確立



## 【まちづくり計画】

### (1) 情報化の推進

- 庁舎、学校など、公共施設間の情報ネットワーク化を通じて、行政情報や地域情報を共有化し、行政の効率化や住民の利便性向上を図ります。
- 住民が容易に生活に関連する情報を入手し、また、住民からの情報発信を容易にするため、ホームページをより利用しやすいよう充実します。
- 学校教育や生涯教育を通じて、パソコン等の基礎教育の充実を図り、高度情報化社会に対応できる人材の育成に努めます。
- 光ファイバー網など、情報通信基盤の有効活用を促進するとともに、電子申請システムや電子入札システム、地方税の電子申告システムなど、行政サービスの電子化を検討します。

### (2) 推進体制の確立

- 個人情報の保護が徹底されるような運用や仕組みづくりを行い、住民のプライバシー保護に取り組みます。
- 情報セキュリティに対する職員の意識を高め、安全かつ情報漏えいのない情報化行政の運営を推進します。
- インターネットなどを悪用した犯罪の防止に向けて、住民意識の高揚と啓発に努めます。



## 10 心豊かなコミュニティの形成

### 【現況と課題】

ライフスタイルの多様化や核家族化など、地域を取り巻く環境の変化により、地域社会における人間関係が希薄化し、その相互扶助機能は低下しています。

一方で、地域福祉や環境・防犯活動など、地域における課題をできる限り、地域で解決していく仕組みづくりが求められています。

また、地域での催しや伝統的行事などのコミュニティ活動を通じて、人と人のふれあいや融和を促進し、地域への誇りや郷土を愛する心にあふれたコミュニティを形成することが重要です。

こうした、コミュニティ活動の活性化を図るため、コミュニティの核となる自治会組織などへの支援、活動を支える人材の育成に積極的に取り組む必要があります。

### 【まちづくりの方向】

子どもから高齢者まで多様な世代が交流を深め、互いに支えあいつながらいきいきと生活できる、連帯感や郷土愛にあふれた地域コミュニティの実現をめざします。

また、住民、自治会、NPOなどが連携し、主体的に地域の課題に取り組めるような仕組みづくりを検討します。

- (1) コミュニティ活動の促進
- (2) コミュニティ活動の拠点づくり

### 【まちづくり計画】

- (1) コミュニティ活動の促進
  - 地域におけるふれあい交流や福祉・環境など多様なコミュニティ活動を促進し、地域に対する誇りや郷土を愛する心を育てるまちづくりを進めます。
  - 地域ごとの特色や現状を踏まえ、地域が自主的に課題解決に取り組むための仕組みを検討します。



- コミュニティ団体やNPO団体などの活動を支援します。
- 団塊の世代等の知識や経験をコミュニティ活動に有効にいかせるような仕組みづくりを検討します。
- コミュニティ活動の担い手となる人材の育成を支援します。

(2) コミュニティ活動の拠点づくり

- 地区集会所などコミュニティ活動の拠点となる施設の整備、充実に努めるとともに、住民参加による施設の管理運営などの方法を検討します。



## 第2章 子どもたちの笑顔あふれるまちづくり ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

### 1 子育て支援の充実

---

#### 【現況と課題】

子どもや家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行による家族の形態の変化、女性の社会進出による就労形態の多様化など、大きく変化しています。

町では、育児不安や保護者のストレス解消などに対応するため、子育てセンターで乳幼児とその保護者を対象に施設開放や子育て教室を行うなど子育て支援に努めています。

また、乳幼児健診、育児相談、離乳食講習会などの母子保健事業を実施するとともに、乳幼児医療費の助成は、子育て家庭への経済的援助として、大阪府の助成制度をより充実して実施しています。

さらに、小児急病診療を広域体制（河南町、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、千早赤阪村）で行っており、今後も連携強化を進める必要があります。

中央保育所は定員60名で運営を始めましたが、保育ニーズに対応して定員を120人に増やして運営しています。しかし、定員を上回る乳幼児を保育する状況が続いており、保育施設の充実とゆとりある保育環境の整備が望まれています。

今後、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまちづくりを進め、地域で子どもを支えることのできる社会を形成していくことが重要です。

子育てに関するさまざまな不安や負担を軽減するため、保護者の多様なニーズに対応し、保育や子育て支援の充実を図る必要があります。

#### 【まちづくりの方向】

子育て支援や保育の充実、妊産婦、乳幼児等の健康の保持と増進、子育て全般についての相談窓口の充実などを図り、子どもを安心して産み、育てやすいまちづくりを進めます。





- (1) 子育て支援の充実
- (2) 妊産婦、乳幼児等の健康の保持と増進

### 【まちづくり計画】

#### (1) 子育て支援の充実

- 地域における子どもと保護者の活動の場の提供と交流の促進を図るとともに、子育て支援の拠点として子育てセンターを一層活用し、子育て相談・教室など、子育て支援を推進します。
- 多様化する子育てニーズに対応するため、乳幼児の一時預かりや保育所での朝夕の延長保育など保育環境を充実します。  
また、待機児童を解消するため、(仮称)新かなん保育所の整備を進めます。さらに、より良い保育・教育環境を実現するため、幼保一元化及び認定子ども園の整備をめざします。
- 留守家庭児童の安全・安心な放課後活動の場として、児童クラブの保育内容を充実します。
- 児童虐待の未然防止や早期発見を図るため、子ども家庭センター、保健所などの関係機関と連携し、要保護児童等へのきめ細やかな取り組みを推進します。
- 乳幼児医療費助成の実施により、子育て世帯の負担軽減を図ります。
- ひとり親家庭に対して相談体制の充実に努めるとともに、障がい者(児)やひとり親家庭に対する医療費などの支援制度の充実や貸付制度などの情報提供に努めます。
- 子どもが安全に安心して遊べる場として、ちびっこ広場等を充実します。

#### (2) 妊産婦、乳幼児等の健康の保持と増進

- 妊産婦健診の補助、乳幼児健診、予防接種などを充実し、妊産婦、乳幼児等の健康の保持と増進を図ります。
- 妊娠・出産・育児期における母子保健指導、訪問相談、離乳食講習会などを充実し、乳幼児が心身ともに健やかに育つよう知識の普及や育児支援を推進します。



## 河南町新総合計画 基本計画(案)

---

- 保育所における健康づくり、食育など健康的な生活習慣の指導強化を図ります。
- 近隣市町村や関係機関の協力を得ながら、小児急病診療体制の充実を図ります。



## 2 教育の充実

---

### 【現況と課題】

#### (1) 幼児教育

町内には幼稚園が2園あり、平成21年5月1日現在の園児数は148人となっています。

少子化の影響で園児数は減少の傾向にあり、集団生活による人間性・社会性を養う観点から、幼保一元化及び認定子ども園の整備などを進めるとともに、教育環境の向上の観点から3歳児保育について検討する必要があります。

また、現有施設については、安全な教育環境を創出するため、施設の耐震化などの整備を図ることが必要です。

#### (2) 義務教育

生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などを養い、明るく、たくましく、心豊かな次代を担う子どもたちを育てることが大切です。

本町においては、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るとともに、一人ひとりの良さや可能性を伸ばし、「人間力」の向上を図ることを目指した教育に取り組んでいます。

また、よりよい教育条件、教育環境づくりのため、段階的に小学校の統合を進めるとともに、耐震化など計画的な施設の整備を行う必要があります。

学校給食については、施設・運営の充実・改善のほか、中学校給食のあり方を検討していく必要があります。

### 【まちづくりの方向】

子どもたちの将来の礎となる確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などを育み、自ら考え、主体的に行動できる児童を育成するため、教育内容の充実に努めます。

より良い教育条件・教育環境を実現するため、計画的な耐震化など教育施設の整備に努めるとともに、適正な就園・就学体制について検討します。



- (1) 幼児教育の充実
- (2) 義務教育の充実

### 【まちづくり計画】

#### (1) 幼児教育の充実

- 心身の健全な発達が図れるよう教育内容の充実や特色のある幼稚園づくりに努めます。また、保育所をはじめ、小・中学校との一層の連携の充実を図ります。
- 耐震化など施設の整備や教材などの充実により、教育環境の向上を図ります。
- 家庭状況等により保育が困難な家庭の幼児を対象に、放課後の預かり保育を充実します。
- 教育環境の向上を図るため3歳児保育を検討するとともに、集団生活における人間性・社会性を養う観点から幼保一元化、認定子ども園の整備をめざします。

#### (2) 義務教育の充実

- 自ら学び、自ら考え、問題を解決する力を育成するとともに、たくましく生きるための健康や体力の向上を図ります。
- 国際化や高度情報化社会などに対応した教育を充実します。
- 他人を思いやる豊かな人間性、ボランティア精神、規範意識を育むため、心の教育や人権教育を充実します。  
また、いじめや不登校などの問題に対応するため、相談体制を整備します。
- ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの状況に応じた教育課程の編成に努めるなど、充実した障がい児教育を推進します。また、適切な就学相談及び就学指導を充実します。
- 耐震化等の計画的な施設整備を行うなど、子どもたちが安全で安心して学べる教育環境づくりを推進します。  
また、通学環境の整備を図るため、通学時の安全対策を進めます。



- 安全・安心な給食提供のため、学校給食センターの老朽化に伴う施設整備に努め、あわせて、食育の観点から中学校給食のあり方等を検討します。
- より良い教育条件・教育環境の実現のため、小学校を段階的に2校に統合し、適正配置・適正規模化を図ります。  
また、小中一貫教育についても研究を行います。



### 3 家庭と地域における教育機能の充実

#### 【現況と課題】

少子化や核家族化が進行し、家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、家族との日常のふれあいのなかで豊かな感情を養い、礼儀作法を身につけるといった、子どもたちの人間性を育てる貴重な生活体験の機会が減少しています。また、過保護や育児の不安、しつけの問題など、家庭における教育・養育機能の低下が指摘されています。

このような状況の中で、子どもたちの学力の低下や公共の場での不適切な行動などの解決策のひとつとして、家庭教育の重要性について認識を促すとともに、家庭における教育や育児を支援していくことが必要です。

さらに、地域全体で、次代を担う子どもたちを育てていくという意識を高め、保護者間のつながりを促進するとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもを見守り、育む環境整備を推進していくことが必要です。

#### 【まちづくりの方向】

情報提供や相談体制の充実に努め、子どもの教育についての不安や悩みなどの解決を図ります。

保護者や地域の住民に対して、家庭や地域でのしつけ・教育の重要性の啓発に努めます。

(1) 家庭・地域教育の環境整備

(2) 家庭・地域教育啓発の推進

#### 【まちづくり計画】

(1) 家庭・地域教育の環境整備

- 子どもの教育やしつけについての不安や悩みなどを解決するため、家庭教育や子育てにかかわる学習機会・情報の提供を行うとともに、相談事業などを充実します。



- こども会や PTA などの活動を通じて、保護者間の交流や地域活動への参加を促進します。

(2) 家庭・地域教育啓発の推進

- 家庭におけるしつけや教育の重要性を改めて保護者などに認識してもらうとともに、地域の住民が子育てに関心を持ち、子どもを見守り、育てる環境づくりのため、啓発活動に努めます。
- 講演やワークショップなどを開催し、いじめや子どもへの暴力の防止を図ります。



#### 4 青少年の健全育成

##### 【現況と課題】

青少年を取り巻く社会環境の急激な変化に伴い、青少年による非行・犯罪が凶悪化・低年齢化するなど大きな社会的問題となっています。

町では、青少年指導員連絡協議会と連携し、パトロールの実施やあそびのひろばの開催などを通じて青少年の健全育成に努めています。

今後とも、青少年の育成に対する学校教育への依存を改め、家庭・学校・地域などがそれぞれの役割を果たしながら連携し、青少年の豊かな心と生きる力を育てていく必要があります。

##### 【まちづくりの方向】

青少年の健全育成は重要課題であるという認識に立ち、青少年指導員連絡協議会などと連携して、安全・安心なまちづくりをめざして、青少年健全育成活動を推進していきます。

- (1) 青少年育成活動の推進
- (2) 青少年育成環境づくり

##### 【まちづくり計画】

- (1) 青少年育成活動の推進
  - 家庭や学校、地域が一体となって、青少年の自然・文化、スポーツなどの体験活動への参加、活動の機会の拡充を図ります。
  - 青少年関係団体の育成や活動支援を行うとともに、指導・相談などの体制の充実を図ります。
  - 家庭や地域、学校の相互の連携を密にし、非行やいじめ、不登校などの未然防止と保護・指導機能の強化を図るとともに、青少年問題に対する住民の意識の高揚に努めます。





(2) 青少年育成環境づくり

- 青少年関係団体との協力・連携のもと、青少年を取り巻く有害な社会環境の浄化や健やかに育つ環境づくりを推進します。
- 青少年を取り巻く環境について、広く住民に対して広報・啓発活動に努め、健全な社会の実現を推進します。



### 第3章 安全で安心して暮らせるまちづくり ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

#### 1 地域福祉の充実

---

##### 【現況と課題】

少子高齢化や核家族化の進行、女性の社会進出に伴い、福祉を取り巻く地域や家庭の環境は大きく変化してきています。これに伴い、住民の福祉に対するニーズも多様化してきており、「自助（個人）、共助（地域社会）、公助（行政）」というそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる必要となってきました。

町では、保健・福祉・医療の拠点施設として保健福祉センター（かなんびあ）を開設し、子育てセンターやボランティアルームなどを設け、子どもからお年寄りまで保健・福祉の総合的な施策の推進に努めています。

地域福祉施策は、社会福祉協議会との連携のもと、地域の福祉活動の核となる小地域ネットワークにより地区福祉委員会が高齢者の生きがいづくり事業などを展開しています。また、社会福祉協議会に、コミュニティソーシャルワーカーの配置や心配ごと相談事業などを委託し、地域福祉の向上に努めています。

今後とも、住民のボランティアパワー、関係諸団体の活動、公的サービスの連携のもと、地域ぐるみで福祉活動を推進することが重要です。

また、厳しい雇用環境を反映し、生活保護世帯は増加傾向にあります。今後、援助を必要とする人の適正な把握や実情に応じた自立支援に努めることが重要です。

##### 【まちづくりの方向】

地域福祉の重要性を啓発するとともに、人材育成や地域活動への住民参加を促進し、地域福祉活動の充実を図ります。

ユニバーサルデザインの理念に基づき公共施設の施設改修を推進するとともに、地域のネットワーク強化を図り、地域社会の中でだれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

生活困窮世帯の経済的安定と自立を支援するため、相談・指導の充実を図ります。



- (1) 地域福祉活動の充実
- (2) 安心して暮らせるまちづくり
- (3) 生活自立の援助

### 【まちづくり計画】

- (1) 地域福祉活動の充実
  - 住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域福祉計画に基づき、総合的かつ計画的な地域福祉活動を推進します。
  - ボランティア活動などの地域福祉活動を促進する拠点として保健福祉センター（かなんぴあ）の機能の強化を図ります。
  - 地域福祉に関する情報提供や啓発活動、教室などを通じて住民の福祉に対する理解と協力を求め、住民同士の交流を促進します。
  - 地域福祉を支える人材の育成を図るとともに、住民の積極的な地域活動への参加を促進し、地域福祉活動の充実を図ります。
  - 地域福祉の推進に中心的役割を担う社会福祉協議会の活動を支援していくとともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの福祉団体等との連携のもと、地域ニーズにあったサービスの充実を図ります。
- (2) 安心して暮らせるまちづくり
  - 地域での見守り活動を促進するなど、地域におけるネットワークの強化を図ります。
  - ユニバーサルデザインの理念に基づき公共施設の施設改修を進めるとともに、だれもが容易に社会参加できる安心して暮らせるまちづくりを進めます。
  - 多様化する地域福祉に関する相談に対応するため、相談体制を充実します。



(3) 生活自立の援助

- 生活保護世帯の自立を促すため、関係機関との連携のもと、生活や就労などに関する相談・指導を充実します。



## 2 高齢者福祉の充実

### 【現況と課題】

高齢化率は年々上昇しており、介護保険の介護サービスの提供や高齢者の福祉施策が重要となってきています。また、高齢化に伴い1人暮らし高齢者が年々増加の傾向にあり、高齢者夫婦世帯、老々介護、認知症などの問題も出てきています。

本町では、要支援高齢者に対しては、介護予防事業などを実施し、高齢者の自立に向けた予防事業を展開しています。

また、社会福祉協議会と連携し、高齢者の心配ごと相談や小地域ネットワークでの生きがい対策事業を実施しています。

町内には特別養護老人ホーム「菊水苑」と「あんり」があり、デイサービス、ショートステイも行っています。

高齢者がいきいきと安心して暮らせるためには、一人ひとりが健康を維持・増進する一次予防の重要性を広く啓発し、疾病の早期発見・早期治療（二次予防）、リハビリテーション（三次予防）の推進を図る必要があります。

また、地域社会との交流を通じて、生きがいづくりや社会参加活動に対する支援を行うことが重要となります。

### 【まちづくりの方向】

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者が元気に、いきいきと生活できるよう、高齢者にやさしいまちづくりや生きがいづくりを推進し、介護サービスの充実を図ります。

- (1) 高齢者保健福祉計画等の推進
- (2) 高齢者の生きがいづくり
- (3) 高齢者にやさしいまちづくり
- (4) 介護保険サービスの充実



### 【まちづくり計画】

#### (1) 高齢者保健福祉計画等の推進

- 高齢者がいきいきと安心して暮らせるよう高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、総合的な高齢者福祉を推進します。

#### (2) 高齢者の生きがいづくり

- 長年培ってきた知識、経験、技能をいかして、高齢者が社会参加できるよう、地域活動への参加や就労の機会の拡充を図ります。
- 身近な地域の中で生きがいをもって生活できるよう、スポーツや文化活動など老人クラブ活動を通じた交流促進や生涯学習機会の充実を図ります。

#### (3) 高齢者にやさしいまちづくり

- 保健、医療、福祉等関係機関との連携を図り、人権意識の啓発や虐待防止に向けた取組みを進め、相談支援体制等を整備します。
- 社会福祉協議会をはじめ民生委員児童委員協議会など福祉関係団体との連携を深め、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 1人暮らし高齢者や高齢者世帯、要援護者等の地域での見守りや災害時の支援の充実など、誰もが安心して暮らせるまちの実現を推進します。
- ユニバーサルデザインの理念に基づき公共施設の施設改修を進めるとともに、在宅給食サービス、寝具乾燥消毒サービス、緊急通報装置の貸与など、高齢者が自宅において安心して生活できるよう支援します。

#### (4) 介護保険サービスの充実

- 地域包括支援センターを中心として、介護予防の普及啓発、各地区での研修を実施するなど、高齢者の自立に向けた健康づくりや生活習慣病予防から介護予防までを一体的に推進します。
- 認知症高齢者などに対する相談機能の強化や権利擁護に向けた取組みを充実します。



- 多様化する介護ニーズに対応するため、介護サービス情報を効果的に提供し、在宅介護サービスや介護老人福祉施設における介護サービスを充実します。
- 公正な介護認定に努めるとともに、サービス利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者への指導・助言を図ります。



### 3 障がい者（児）福祉の充実

#### 【現況と課題】

障がいのある人もない人も、ともに1人の人間として尊重され、すべての人が住み慣れた地域で自立した生活を送り、安心して暮らすことができる社会の実現が求められています。

平成18年に障がい者自立支援法が施行され、障がい種別にかかわらず、身体・知的・精神の3障がいについて市町村が一元的に福祉サービスを提供することになりました。町内には、障がい者施設として知的障がい者更生施設「草笛の家」があります。

このほか、心身障がい者福祉作業所「わかば作業所」、認可施設として知的障がい者通所授産施設「あすかの園」があります。

これまでも町は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障がい者（児）施策に取り組んできましたが、障がい者（児）のさまざまなニーズに対応するため、保健・医療サービスをはじめ福祉サービスの充実、自立生活支援事業の充実に努めることが重要です。

#### 【まちづくりの方向】

障がい者（児）の自立を促進するため、社会参加や就労機会の拡充を図るとともに、施設におけるサービスや日常生活の自立支援を行います。

また、相談支援体制の充実やセーフティネットワークの構築など障がい者（児）にやさしいまちづくりを推進します。

- (1) 社会参加の促進
- (2) 障がい者（児）にやさしいまちづくり
- (3) サービスの充実





## 【まちづくり計画】

### (1) 社会参加の促進

- 文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者（児）の社会参加や交流の輪が広がるよう支援します。
- 障がい者の自立した生活を促進するため、労働関係機関と連携し、障がいの程度や種類に応じた就労支援に努めます。
- 障がい者（児）が住みなれた地域で自立して生活できるよう手話や点字など、各種ボランティア活動の充実を図ります。

### (2) 障がい者（児）にやさしいまちづくり

- 障がい者（児）に対する差別や偏見を無くし、正しい理解と認識を広げるため、人権意識の啓発や虐待防止に向けた取組みを進め、相談支援体制等を整備します。
- ユニバーサルデザインの理念に基づき公共施設の施設改修を進めるとともに、誰もが活動しやすい環境づくりを進めます。
- 障がい者（児）や高齢者などの災害時要援護者について、災害時における救助・安否確認などの初動体制を確立するため、地域住民を主体としたセーフティネットワークの構築を図ります。
- 知的障がい・精神障がいなどにより、自己の判断のみでは意思決定が困難な人に対し、社会福祉協議会と連携し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理に関する相談支援を推進します。

### (3) サービスの充実

- 障がい者（児）の自立を促進するため、入所施設や通所施設の活用を図り、障がい者（児）福祉サービスを充実します。
- 障がい者（児）の日常生活での自立を促進するため、住宅改造助成や補装具・日常生活用具の給付などを実施するとともに、ガイドヘルパーの派遣、日中一時支援、相談機能などを充実します。



- 障がい者（児）及び家族の経済的負担の軽減のため、医療費助成制度や各種給付事業の充実について国・府に働きかけます。



## 4 保健・医療の充実

---

### 【現況と課題】

高齢化の進行や医療の高度化に伴い医療費が増大しています。医療費の抑制を図り、健康で充実した生活を送るためにも、予防重視の保健事業・健康づくり施策を推進することが重要です。

平成20年度から住民健診のうち基本健診が、各医療保険者が実施する特定健診に制度改正されました。

町では、特定健診項目以外の健診や各種がん検診のほか、生活習慣病の予防を目的とした健康教育や食生活改善のための各種教室なども実施しています。

保健福祉センター（かなんぴあ）においては、健康づくりの拠点として住民の健康保持と増進に努めています。

また、保健予防のため、乳幼児の予防接種のほか高齢者のインフルエンザ予防接種や肺炎球菌ワクチン接種の一部公費補助などを行っています。

さらに、南河内9市町村が共同で障がい児（者）歯科診療体制を整備しています。

今後とも、「自らの健康は自らで守る」という認識のもと、保健福祉センター（かなんぴあ）を活用し、住民が主体となった健康づくりを一層推進する必要があります。

休日における急病人の診療事務を富田林市に委託しています。

また、いつでもどこでも安心して医療が受けられる国民皆保険制度を維持し、その普及・啓発に努めることが重要です。

### 【まちづくりの方向】

すべての住民がライフサイクルに応じて、健康に安心して生活できるよう、保健事業を通じた健康づくりや疾病予防、予防接種などの感染症対策、医療などのサービスの充実を図ります。

また、国民健康保険など医療保険制度の円滑な運営を進めます。



- (1) 保健予防の推進
- (2) 感染症対策の充実
- (3) 医療対策の充実
- (4) 医療保険制度の円滑な運営

### 【まちづくり計画】

#### (1) 保健予防の推進

- 保健福祉センター（かなんぴあ）の機能を充実し、民間のノウハウをいかした健康づくりや疾病予防を推進します。
- 健康教育や健康相談を通じて、「自らの健康は自らで守る」という健康の自己管理意識の醸成に努めます。
- 住民に密着した総合的な健康づくりを推進するため、保健所との連携を強化するとともに、健康に関する情報を提供します。
- 住民が生涯にわたって健康づくりに関心を持ち、望ましい食生活や運動などの習慣が身につくよう健康教育を推進し、生活習慣病予防の普及・啓発に努めます。
- 栄養指導や口腔保健指導、生活指導などを充実します。
- 健康診査や検診体制の充実を図り、個別健康教育・健康相談を実施するとともに、総合保健情報システムなどを活用し、個人のニーズにあった保健指導等を充実します。
- 母子保健指導、健康教育、訪問相談、離乳食講習会など、妊婦・乳幼児が心身ともに健やかに育つよう支援します。

#### (2) 感染症対策の充実

- 伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上を図ります。
- 感染症に関する情報提供を行うとともに、感染症の正しい知識と予防方法の普及・啓発に努めます。

#### (3) 医療対策の充実

- 地域医療の基盤である「かかりつけ医」の普及・啓発に努めるとともに、かかりつけ医を通じた保健医療サービスの強化を図ります。



- 近隣市町村や関係機関の協力を得ながら、休日診療所や障がい児（者）歯科診療体制などの充実を図ります。
- 包括的な医療サービスの実施や特殊・先進的な技術を要する医療などの需要に対応する高次医療体制の充実を、近隣市町村と協力しつつ、関係機関に働きかけます。

(4) 医療保険制度の円滑な運営

- 国民健康保険制度の普及・啓発を推進し、あわせて被保険者の健康づくりを増進するなど、医療費抑制に努めます。  
また、国民健康保険特別会計の財政基盤安定化を図るための施策を国・府に要請するとともに、国民健康保険の健全運営に努めます。
- 大阪府後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めます。



## 5 災害・危機に強いまちづくりの推進

---

### 【現況と課題】

阪神淡路大震災以後、全国的に防災への意識が高まりました。

本町も、防災行政無線や耐震性貯水槽などの整備、民間事業者との災害時緊急物資協定、木造住宅の耐震診断・改修費用の補助、小・中学校をはじめとする公共施設の耐震診断及び耐震化など、災害に強いまちづくりを進めています。

大規模災害発生時には、地域の協力及び広域的な行政支援が必要となりますが、本町でも地域の防災意識が高まり、自主防災組織の結成が進んでいます。また、中河内・南河内の9市2町1村による「災害相互応援協定」を締結しています。

引き続き、地域防災計画により、防災空間、防災拠点、情報収集伝達体制の整備などに努め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることが必要です。

また、予測できない大規模事故やテロ活動など、さまざまな危機事象から住民の生命と財産を守るため、総合的な危機管理体制を確立することが必要です。

防犯については、安全・安心メールの配信や防犯灯の設置・維持管理費の一部助成などの防犯対策を推進するとともに、防犯意識の向上を図っています。

また、地域の自主防犯組織づくりも進んでおり、地域住民による自主的な青色回転灯防犯パトロールが実施されています。

犯罪のない安全な社会を実現するためには、富田林警察署や町防犯委員会などの関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯対策をより一層推進する必要があります。

### 【まちづくりの方向】

住民主体の防災活動や広域的な防災体制の充実を図るとともに、防災基盤の整備に努め、災害・危機に強いまちづくりを推進します。

砂防施設の整備促進など治山・治水・水防対策の充実を図り、災害の未然防止に努めます。

また、地域における防犯意識の高揚など、防犯対策の充実を図り、犯罪のない安全なまちづくりをめざします。



- (1) 防災体制の充実
- (2) 防災基盤の整備
- (3) 治山・治水・水防対策の充実
- (4) 危機管理対策の推進
- (5) 防犯対策の充実

#### 【まちづくり計画】

- (1) 防災体制の充実
  - 地域防災計画に基づき、防災活動を総合的かつ計画的に推進します。
  - 災害発生時や緊急時に、避難・救助などの初期活動を円滑に行える地域での助け合いを基本とした自主的な防災組織づくりを促進します。
  - 災害時における二次災害の防止や避難などを迅速かつ的確に行えるよう日頃から防災に対する知識の普及、防災意識の高揚に努めるとともに、啓発及び住民参加型の防災訓練を実施します。
  - 保育所、幼稚園及び小・中学校において消防訓練の実施、1人暮らし高齢者世帯などへの防火訪問指導、火災予防・各種災害予防の周知徹底などを通じて、防災意識の高揚に努めます。
  - 大規模災害に対処するため、「災害相互応援協定」などに基づき、人員の派遣、物資の援助をはじめとした広域的な応援体制の整備に努めるとともに、災害に強いまちづくりの推進に必要な制度の充実や財政支援を国・府に要請します。
  - 障がい者（児）や1人暮らしの高齢者など、災害時に自力では迅速な避難行動ができない人のために、共助を基本とした地域での情報把握や緊急時のネットワークづくりに努めます。



- 災害発生時に被害状況や避難情報などの確な情報提供が行えるよう、防災関係機関との情報共有体制の充実と、住民への情報発信力の強化に取り組みます。

(2) 防災基盤の整備

- 災害や緊急時に備え、防災資機材や応急物資の確保を図るとともに、都市基盤の防災対策を進めます。
- 耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断及び耐震改修費用の補助や小・中学校をはじめとする公共施設の耐震診断及び耐震化を行い、災害に強いまちづくりを推進します。
- 災害時に機能する各種装備や施設、応急物資の確保と配分を図る拠点の整備を検討します。

(3) 治山・治水・水防対策の充実

- 一級河川や準用河川などの改修や浚渫、老朽ため池の整備により、災害の未然防止、安全性の確保を図ります。
- 大雨などによる土砂災害を未然に防止するため、砂防ダムや急傾斜地崩壊危険対策を促進します。
- 無秩序な土砂採取を抑制するとともに、開発行為などにとまなう災害を防止するため、砂防法や宅地造成等規制法、森林法などに基づき、指導を行うよう府に要請します。
- 水源のかん養、土砂流出防止など、高い公益機能を有する森林の保全を図るため、維持管理の支援を行います。
- 洪水等の災害を未然に防止するため、気象予警報の受報時などに消防団員の配備を要請します。  
また、円滑な水防活動のため資機材の確保を図ります。

(4) 危機管理対策の推進

- 総合的な危機管理体制の確立に向け、国民保護計画などに基づき、災害、大規模事故、感染症、テロ、武力攻撃事態などに対する危機管理マニュアルづくりや訓練を実施します。





(5) 防犯対策の充実

- 青色回転灯防犯パトロールなどを行う自主防犯組織へ支援を行うとともに、地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。
- 富田林警察署や町防犯委員会などの関係機関との連携を強化し、防犯意識の高揚に努めます。
- 夜間の犯罪の未然防止や通行の安全確保を図るため、地区防犯灯の整備などを支援し、安全なまちづくりを推進します。



## 6 消防・救急体制の充実

### 【現況と課題】

住民の生命や財産を守ることは、行政の重要な責務です。本町では、消防・救急車両や資機材の整備及び消火栓の設置や維持管理など、消防力の向上に努め、消防・救急体制の強化に取り組んできました。

また、防火啓発や救命講習などの活動を行っています。

さらに広域での応援の重要性を考慮して、緊急消防援助隊をはじめ、近隣消防本部等と応援体制の整備を進めています。

今後も消防・救急体制の充実を図るため、消防無線のデジタル化への移行や防火水槽などの消防水利の確保、救急救命における救命率の向上に努めるとともに、住民との連携を強化していくことが重要です。

### 【まちづくりの方向】

住民の生命と安全を守るため、住民の防火意識の高揚や地域における自主的な消火体制の充実を図るとともに、広域的な消防体制を検討し、消防施設の充実など、消防力の強化に努めます。

また、高度救急のための装備の充実や技術の向上に努めるとともに、医療機関との連携を強化し、救急体制の充実を図ります。

- (1) 予防活動の推進
- (2) 消防体制及び消防力の強化
- (3) 救急体制の強化



**【まちづくり計画】**

(1) 予防活動の推進

- 地域における消防体制の充実及び防火意識の高揚を図るため、自主防災組織の育成強化を推進します。
- 防火対象物及び危険物施設等の予防査察により、火災の発生を未然に防止し、予防行政の推進を図ります。また、防火管理者の育成に努めます。

(2) 消防体制及び消防力の強化

- 消防職員の資質向上に努めるとともに、消防施設・消防車両・消防資機材などを更新し、消防力を強化します。
- より高度な消防・救急の体制を確立するため、府及び近隣市町村と連携し、消防の広域化を進めます。
- 地域の安全を守る消防団の役割を広く住民に啓発し、消防団員の確保に努めるとともに、団員の資質の向上や装備の充実を通じて、消防団の活性化を図ります。
- 消火栓や防火水槽などを整備し、消防水利を充実します。

(3) 救急体制の強化

- 救急救命における救命率の向上をめざし、高度救急のための装備の充実や技術の向上に努めるとともに、医療機関との連携を強化し、救急体制の充実を図ります。
- 人命救助や応急手当の普及・指導のため、AEDを活用した普通救命講習会など各種講習会を実施します。



## 7 消費者保護と雇用対策の充実

---

### 【現況と課題】

情報化の進展に伴う流通手段の多様化などにより、消費者の利便性が大きく向上した半面、消費者トラブルが増加しています。1人暮らしの高齢者などを狙った訪問や電話による悪質な勧誘、インターネットによる有料サイトの架空請求、振り込め詐欺など、手口が巧妙化し、大きな社会問題となっています。

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者が自らの判断で正しい選択を行えるよう、消費者への情報提供や啓発などを進めることが重要です。

また、産業の空洞化や技術革新などによる省力化、終身雇用制度の見直し、女性の社会進出など、雇用の形態は大きく変化しています。

さまざまな就労ニーズの把握に努めるとともに、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら、情報提供や就労相談など、きめ細かな支援を行い、雇用の促進を図る必要があります。

### 【まちづくりの方向】

消費生活に関する情報提供などにより、消費者意識の高揚を図ります。また、消費者相談の充実を図り、消費者保護を推進します。

ハローワークなど関係機関との連携のもと、雇用の促進を図ります。また、就労意欲に応じて、就労相談の充実を図ります。

(1) 消費者意識の向上

(2) 消費者相談の充実

(3) 雇用対策の充実



## 【まちづくり計画】

### (1) 消費者意識の向上

- 消費者意識の向上を図るため、広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用して、悪徳商法や不良品などに関する情報提供に努めるとともに、消費者教室などを実施する消費者団体を支援します。
- 小中学校でリサイクル意識を高める教育を推進するとともに、消費生活における省資源・省エネルギー意識の啓発活動を推進し、環境に配慮した消費行動を促進します。

### (2) 消費者相談の充実

- 消費者被害を防止するため、大阪府消費生活センター等と連携し、消費生活に関する相談体制を充実します。

### (3) 雇用対策の充実

- 新たな産業の振興・育成に努め、地元における雇用の拡充を図ります。
- 就労意欲に応じて、ハローワークなどの関係機関との連携のもとで相談体制の充実を図り、職業情報の提供を推進します。

また、若者、中高年齢者、障がい者、母子家庭の母親など、事情により就職したくてもできない人を対象とした就労支援を推進します。



## 第4章 快適な生活基盤の充実したまちづくり ◆◆◆◆◆◆◆◆

### 1 快適な道路の整備

---

#### 【現況と課題】

本町には、広域連携軸として国道 309 号が南西部にあり、中央部を主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線が南北に縦貫しています。また、地域連携軸として主要地方道富田林太子線、府道上河内富田林線、竹内河南線及び富田林五条線などがあります。

本町から関西国際空港へのアクセス、大阪都市部や他県への交通利便性の向上、そして潜在する地域資源をいかした産業発展や地域振興を図るため、国・府・近隣自治体等と連携し、南河内地域の高規格幹線道路の実現をめざしていく必要があります。

町では、集落間を結び、通勤通学等の生活関連道路となる町道の整備を進めてきました。今後も適切な維持・改良を計画的に進めるとともに、ネットワーク機能の強化を図っていく必要があります。

また、環境や景観に配慮するとともに、誰もが快適に道路を利用できるよう人にやさしい道路づくりを推進することが必要です。

#### 【まちづくりの方向】

住民生活の利便性及び地域間交流促進のため、幹線道路網の整備をより一層促進するとともに、高規格幹線道路の実現をめざします。

また、住民の利便性や交通アクセス向上のため、集落内道路や集落間道路の整備改良に努めます。

安全な交通や住みよいまちづくりを推進するため、橋梁の安全性向上に努めるとともに、町道の維持管理を推進します。

周辺の自然環境やまちなみに配慮し、人と環境にやさしい安全かつ快適な道路空間づくりを推進します。



- (1) 広域幹線道路の整備促進
- (2) 生活道路の整備推進
- (3) 道路の維持・管理
- (4) 人と環境にやさしい道路空間づくり

### 【まちづくり計画】

- (1) 広域幹線道路の整備促進
  - 交通利便性の向上と地域産業発展のため、国道 309 号（河南赤阪バイパス）、主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線（山城バイパス）などの幹線道路の早期完成を促進します。
  - 交通利便性を向上、そして産業振興や地域の活性化を図るため、国・府・近隣自治体等と連携強化を図り、南河内地域の高規格幹線道路の実現をめざします。
  - 都市計画道路柏原赤阪線、狭山河南線及び富田林河南線の整備を近隣市町村と連携して国・府に要望し、早期実現化を促進します。
- (2) 生活道路の整備推進
  - 国道、府道との連携や役割分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、住民の身近な生活道路である町道のネットワーク機能の強化を推進します。
  - 幅員狭小な道路の改良を行い、緊急車両の通行や避難路の確保を推進します。
  - 橋梁長寿命化計画に基づき、安全性向上のため耐震基準に適合した橋梁の改修・改良を図ります。
- (3) 道路の維持・管理
  - 道路の補修を計画的に進めるとともに、道路の維持管理に努め、安全な交通や住みよいまちづくりを推進します。



- 地域住民との協働のもと、道路の美化や維持管理など美しい道路づくりに努めます。

(4) 人と環境にやさしい道路空間づくり

- 高齢者や障がい者（児）をはじめ、すべての住民の安全性や利便性を確保するため、歩道の設置や歩道の段差解消などを推進するとともに、周辺環境・景観との調和などに配慮し、人と環境にやさしい道づくりを進めます。





## 2 地域公共交通の利便性の向上

### 【現況と課題】

本町の主要な公共交通機関は、路線バスであり、近鉄長野線の喜志駅を起終点とする町域北部のルートと、富田林駅を起終点とする町域南部のルートが運行されています。

しかし、バス路線は、町域北部と南部を結ぶルートが無く、また、通勤通学時間帯を除き、運行便数が少ない状況です。さらに、町内には鉄道駅がないため、通勤・通学などで都市圏に移動する住民にとっては、乗り継ぎや運行時間など、必ずしも十分な利便性が確保されている状況ではありません。

今後、高齢化が進行し、運転免許証を返納するなど、自家用車を運転しない高齢者も増える中、公共交通機関は、今まで以上に多くの住民にとって重要な交通手段となります。そのため、公共交通機関の充実を図る必要があります。

また、地球温暖化防止の観点からも、公共交通の利用を促進し、CO<sub>2</sub>排出量を削減することが重要です。公共交通への利用転換を促進するため、住民に周知・啓発を図る必要があります。

### 【まちづくりの方向】

地域公共交通の利便性の向上を図るため、公共交通の利用促進を図るとともに、新たな公共交通システムの導入を検討します。

- (1) 公共交通の利用促進
- (2) 公共交通サービスの充実

### 【まちづくり計画】

- (1) 公共交通の利用促進
  - 環境問題に対する意識の高揚を図り、公共交通の利用を促進します。
- (2) 公共交通サービスの充実
  - 路線バスについて、運行サービスの充実など公共交通サービスの向上に取り組みます。



## 河南町新総合計画 基本計画(案)

---

- 住民の利便性向上や地域の活性化を図るため、事業者や関係機関と連携し、新たな公共交通システム導入の検討を進め、公共交通サービスの充実を図ります。



### 3 安定的な水の供給

#### 【現況と課題】

本町の水道事業は、上水道と簡易水道（青崩地区）があります。町では、第3次拡張事業計画に基づき上水道の整備を進めるとともに、簡易水道を上水道に統合してきました。

また、水質検査の充実による安全な水の供給に取り組むとともに、水道事業の経営の効率化・健全化に努めてきました。

本町の水道水は、府営水と自己水で給水していますが、自己水の取水量は年々取水量が減少してきており、自己水の確保に努める必要があります。

また、より安全でおいしい水を供給するよう水質管理を徹底するとともに、老朽管の布設替えや耐震化など施設の整備を進める必要があります。

さらに、災害時にも安心して使用できる水道を確立するため、ライフラインとしての機能を強化する必要があります。

#### 【まちづくりの方向】

良質な水の安定的な供給を図るため、老朽管の布設替えや耐震化など水道施設の整備を推進するとともに、安定的な水源の確保に努めます。

また、災害時に備えて応急給水体制を充実します。

- (1) 水道施設の整備
- (2) 安定的な水の供給
- (3) 災害時における応急給水体制の確立

#### 【まちづくり計画】

##### (1) 水道施設の整備

- 安全で安心な水道水を供給するため、送・配水施設の耐震化など、上水道及び簡易水道の施設整備を進めます。
- 老朽配水管等について、更生事業計画の策定を進めます。



(2) 安定的な水の供給

- 自己水源の確保を図るとともに、府営水道からの円滑な受水に努めます。
- 良質な水の安定供給を図るため、定期的な配水池の清掃などを行います。
- サービスの向上を図りながら、事務改善を行うとともに、適正な料金制度の確立に努め、水道事業の健全な経営に取り組みます。
- 適正な水質管理を行い、良質な水の供給に努めます。また、保健所と連携し、設置者管理を原則とする受水槽の適正な管理について指導強化に努めます。

(3) 災害時における応急給水体制の確立

- 災害時のライフラインを確保するため、迅速な応急給水・応急復旧体制の確立を図ります。
- 震災時の飲料水を確保するため、配水池に緊急遮断弁などの設置を進めます。



## 4 下水道の整備

### 【現況と課題】

町では、下水道基本計画に基づき、公共下水道の整備を進めています。

公共下水道（汚水）の普及率（行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合）は 83.5%（平成 20 年 3 月 31 日現在）となっています。

また、雨水対策については市街化区域を対象に浸水対策事業に努めてきました。

今後、下水道供用区域の拡大に向け、汚水管の整備を進めるとともに、水洗化率の向上に努めます。また、汚水管の補修、改修を行い、適正な維持管理に努める必要があります。

また、生活環境の一層の向上を図るため、水洗化を促進していく必要があります。

### 【まちづくりの方向】

生活環境の向上を図るため、公共下水道の整備及び施設の適切な維持管理に努めるとともに、水洗化を促進します。

- (1) 公共下水道の整備
- (2) 公共下水道の維持・管理

### 【まちづくり計画】

#### (1) 公共下水道の整備

- 河川・水路等の水質を保全し、住民の良好な生活環境を確保するため、公共下水道（汚水）の整備を推進するとともに、大和川下流流域下水道施設の充実を促進します。
- 市街地の浸水の防除を図るため、公共下水道（雨水）の整備を推進します。



(2) 公共下水道の維持・管理

- 管渠やポンプ施設などの施設能力を保つため、適切な維持管理に努めます。
- 公共下水道供用区域においては水洗化を促進し、住民の良好な生活環境の確保を図ります。
- 受益者負担や下水道使用料に対する理解を得ながら、適正な料金制度の確立に努め、経営の安定を図ります。



## 5 河川の整備

### 【現況と課題】

本町には、一級河川の石川、梅川、千早川、水越川と準用河川の天満川、梅川、その他に7つの普通河川があります。

河川には、洪水による浸水被害を防止・解消する治水機能や用水を供給する利水機能があります。

水害から住民の財産と身体の安全を守り、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりをめざして、河川の整備を進める必要があります。

また、河川には憩いの場としての役割もあります。河川の良好な自然環境や生態系の保全に配慮し、暮らしに安らぎと潤いを与える川づくりを進める必要があります。

### 【まちづくりの方向】

治水機能・利水機能の充実を図るため、河川の整備を推進します。また、環境に配慮し、地域に親しまれる河川空間づくりを推進します。

- (1) 河川の整備
- (2) 河川環境の保全

### 【まちづくり計画】

- (1) 河川の整備
  - 一級河川の改修を促進するとともに、準用河川などの整備や維持管理に努めます。
- (2) 河川環境の保全
  - 河川改修にあたっては、地域住民に親しまれる空間の創出や生態系にやさしい川づくりを推進します。
  - 広報・啓発活動を通じて環境保全意識の高揚を図り、美しい河川環境の保全に努めます。



## 6 交通安全対策

### 【現況と課題】

交通事故を未然に防止するためには、住民の交通安全意識の向上や交通安全施設の整備が必要であることから、町では交通安全運動や歩道の設置などを進めています。

今後も、富田林警察署や交通安全協会等との連携により交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、歩道の設置や交差点改良などを推進し、住民の安全を図ることが重要です。

### 【まちづくりの方向】

交通安全教室や啓発活動を通じて住民の交通安全意識を高め、交通マナーの向上に努めます。

交通安全施設の整備を推進し、交通事故の未然防止に努めます。

- (1) 交通安全意識の高揚
- (2) 交通安全施設の整備

### 【まちづくり計画】

- (1) 交通安全意識の高揚
  - 警察などの関係機関と連携し、交通安全運動や啓発活動を推進します。
  - 子どもや高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、住民の交通安全意識の高揚に努めます。
- (2) 交通安全施設の整備
  - 歩道の設置、段差解消、幅員の狭い区間の解消などに努め、通行と歩行者の安全対策を充実します。
  - カーブミラー、ガードレールなどの整備を推進し、交通事故の未然防止を図ります。
  - 国・府道の歩道設置や幅員の狭い区間の解消、信号機などの整備を促進します。





## 第5章 美しい水とみどり豊かにぎわいのあるまちづくり ◆◆◆◆

### 1 みどりの保全と創造

#### 【現況と課題】

本町の東部には葛城山脈が連なり、町域の3分の1は金剛生駒紀泉国定公園と近郊緑地保全区域に指定され、その西側には農地などの田園風景が広がり、豊かな自然環境に恵まれています。

森林や田園風景のみどりは、良好な景観と憩い・安らぎを住民にもたらすとともに、水源のかん養や環境保全などの役割を果たしています。

そのため、本町の豊かなみどりの保全と自然学習などの場としての活用を図るとともに、緑化の推進などみどりの創造に向けた取り組みを推進する必要があります。

また、本町では都市公園、古墳公園などの整備に努めてきましたが、より一層地域住民に親しまれ利用しやすい公園をめざして、環境整備や地域住民との協働による維持管理を推進することが必要です。

#### 【まちづくりの方向】

地域住民との連携を図りながら、みどりの保全と活用やみどりの創造に向けた取り組みを推進し、豊かなみどりに囲まれて自然と共生するまちづくりを推進します。

- (1) 自然環境の保全と活用
- (2) みどりの創造
- (3) 公園等の充実

#### 【まちづくり計画】

- (1) 自然環境の保全と活用

- 金剛生駒紀泉国定公園や近郊緑地保全区域においては、良好な自然環境を保全するとともに、農地などの田園風景は、都市空間と調和したみどりとして保全に努めます。



- 「弘川寺歴史と文化の森」の周辺については、地域住民やNPOなどと連携して里山など貴重なみどりの保全に努めるとともに、自然や歴史的環境をいかした交流活動の拠点として利用促進を図ります。
- 「自然と歴史の散歩道」や「ダイヤモンドトレール」、「河内ふるさとのみち」など身近な散策路の利用を促進するため、広報や散策路の充実を図ります。
- 身のまわりの自然や環境の観察などを通じて自然保護や環境保全意識の高揚に努めます。

## (2) みどりの創造

- 身近な河川・水路などの保全を図るとともに、生きものや人に配慮した親水性の高い水辺空間の形成を進めます。
- 植樹イベントや緑化樹の配布などを通じて緑化意識の啓発を行うとともに、公共施設の緑化や住民・事業者と連携した緑化の推進に努めます。
- 地域やボランティアが主体的に行うみどり豊かな公共空間づくりなどの取り組みを促進します。

## (3) 公園等の充実

- 地域住民との協働による公園や緑地の維持管理活動を支援します。
- 地域に親しまれる身近な公園・広場となるよう遊具の充実など憩いの場としての環境整備を図ります。
- 「近つ飛鳥風土記の丘」は、歴史文化特性をいかしたみどり豊かな公園として利用促進を図ります。
- 石川の水辺空間を利用した石川河川公園の整備を促進します。
- 町中心地区にふさわしい公園の整備などオープンスペースの確保を検討します。



## 2 環境保全・美化の推進

### 【現況と課題】

水質汚濁、大気汚染、まちをきれいにする美化など環境問題に対する住民の関心は高まっています。

町では、快適な環境で生活ができるようクリーンキャンペーンや河川の水質監視などを実施し、身近な環境の保持に努めています。

環境の保全・美化を図るためには、住民一人ひとりが日常生活を送るなかで、環境に対する関心と理解を深め、環境に配慮した行動を実践することが求められています。

このため、地域住民が快適に暮らせるよう住民による環境の美化活動を促進するとともに家庭、学校、地域、事業者などあらゆる場や機会を通じて、環境教育・環境学習を推進することが必要です。また、公害や不法投棄などの防止に努める必要があります。

### 【まちづくりの方向】

家庭や地域、事業者との連携・協力を図りながら、住民一人ひとりが環境問題や環境学習に関心を持ち、身近なところから率先して環境保全・美化に取り組むまちをめざします。

- (1) 環境美化の推進
- (2) 環境保全対策の推進
- (3) 環境教育・学習の推進

### 【まちづくり計画】

- (1) 環境美化の推進
  - 環境問題に対する意識の高揚を図り、環境に配慮した生活や活動を促進するため、広く住民や事業者等に対して情報発信を行います。
  - 環境美化に関する住民意識の高揚を図るため、クリーンキャンペーンなどの環境美化運動や啓発活動を推進します。



- 自然環境や身近な生活環境などの保全や美化に取り組むボランティア活動の促進を図ります。
- 快適な生活環境を保全するため、空き地・空き家や飼い犬の適正な管理の促進やポイ捨ての防止、害虫駆除に取り組めます。

(2) 環境保全対策の推進

- 住民や事業者に対して公害防止に向けた意識の高揚を図るため、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害を防止するため、府の関係機関と連携し監視や指導に努めます。
- ごみの不法投棄の防止を図るため、関係機関と連携し、監視体制の強化を検討します。

(3) 環境教育・学習の推進

- 未来を担う子どもたちの環境に対する意識を高めるため、保育所、幼稚園及び小・中学校において環境教育を推進します。
- 住民が自然に触れ、親しみ、学ぶことのできる体験型イベントや講座など環境学習の機会の充実を図ります。



### 3 資源循環型社会の形成

#### 【現況と課題】

地球温暖化、資源の枯渇、生態系の破壊など環境問題は地球規模の課題となっており、これまでの大量生産・大量消費の社会から、環境への負荷が少ない循環型社会への転換が望まれています。

本町では、ごみの分別収集により減量化や再資源化に取り組んでいます。

環境にやさしいまちづくりをめざして、地球温暖化対策の推進や持続可能な循環型社会の構築などに取り組むため、より一層ごみの減量化や資源化に努める必要があります。

また、役場庁舎では、温室効果ガスの排出削減などに取り組むため、環境マネジメントシステム「エコアクション 21」の認証を取得しました。

今後も、地球温暖化対策実行計画やエコアクション 21 などの積極的な取り組みをより一層推進することが必要です。

#### 【まちづくりの方向】

環境への負荷が少ない「資源循環型社会」への転換に向け、ごみの減量化や資源リサイクルなどの取り組みを推進します。

また、地球温暖化対策実行計画やエコアクション 21 などに基づき温室効果ガスの発生抑制を図るため、省エネルギーなど総合的な環境対策を推進します。

(1) ごみ・し尿処理

(2) 地球温暖化対策の推進

#### 【まちづくり計画】

(1) ごみ・し尿処理

- ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）に関する広報・啓発を行い住民の意識の高揚を図るとともに、分別収集の推進などごみの減量化や再資源化に向けた取り組みを推進します。



- 剪定樹木のチップ化や再生資源の集団回収などの取り組みにより環境負荷の軽減を推進するとともに、ごみ処理費用の公平な負担とごみの減量化を図るため、ごみ収集の有料化を検討します。
- 事業者に対して、自らの責任による産業廃棄物の適正処理や発生抑制について指導に努めます。
- し尿については、公共下水道の整備や浄化槽の普及に対応した適切な収集体制の確保に努めます。
- 下水道計画区域外の地区における合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、浄化槽の適正な管理指導に努めます。

(2) 地球温暖化対策の推進

- 公共施設において環境マネジメントシステムの導入を進めるとともに、事業者における導入を促進します。
- 太陽光発電などの自然エネルギーの活用や省エネルギーの取り組みを推進するとともに、住民や事業者にも理解と協力を求め、普及促進を図ります。



## 4 美しく魅力的なまちの形成

### 【現況と課題】

本町は、金剛・葛城山系のみどり豊かな景観や田畑などの田園景観、河川やため池の水辺景観、古墳など取り巻く歴史的景観、大ヶ塚に残る寺内町や住宅地における良好なまちなみをはじめとして、多くの景観要素に恵まれています。

これらは、先人から受け継いだかけがえのない財産です。

町では、華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会と連携し、恵まれた自然や歴史的資源を活用した交流の促進に努めてきました。

今後は、恵まれた自然や地形を背景に、美しく魅力的な自然的、歴史文化的な景観を保全していくことが重要であることから、町と住民が一体となって魅力ある景観の形成を図るとともに観光資源として活用していく必要があります。

### 【まちづくりの方向】

住民にとって魅力ある美しい景観をもったまちづくりを進めるため、集落地及び市街地、伝統的なまちなみなどその特性に応じて、自然と調和した景観形成を進めるとともに、公共空間と一体的な美しさをもった景観の形成を図ります。

また、恵まれた自然や歴史的環境を観光資源としていかしたまちづくりを進めます。

- (1) 個性ある景観形成の促進
- (2) 良好な都市景観の保全
- (3) 自然や歴史をいかした観光の推進

### 【まちづくり計画】

- (1) 個性ある景観形成の促進

- 景観資源を保全・活用しながら、住民・事業者・行政の協働により豊かな自然環境とまちなみなどが調和した良好な都市景観の形成をめざします。



- 集落地及び市街地においては、周辺環境と調和するよう一体的な保全・整備を進め、地域の歴史資源・景観資源としてまちづくりを進めます。
- 公共施設などの改修・整備にあたっては、周辺の景観との調和に配慮します。

(2) 良好な都市景観の保全

- 歴史的遺産や景観などを保全するため、その役割や意義をふまえた保全に努めます。
- 優れた景観の維持、創出を図るため、建築協定・緑化協定などを活用し、みどり豊かな景観づくりの取り組みを支援します。
- 公園緑地や主要な道路の景観緑化に努め、魅力ある公共空間を創出します。
- 魅力的な景観形成を図るため、住民の理解と協力のもとに、建築物の美観誘導や屋外広告物の規制などによる良好な景観の維持を進めます。

(3) 自然や歴史をいかした観光の推進

- 観光・レクリエーション資源の利用促進を図るため、周遊マップなどの情報提供やボランティアガイドなどの仕組みづくりを検討します。
- 恵まれた自然や歴史資源を活用し、華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会との連携や住民との協働により、観光資源として活用を図ります。





## 5 良好な住環境の整備

### 【現況と課題】

本町の土地利用については、東部に金剛・葛城山脈が連なり山林が約 50%を占めているほか、丘陵部の住宅団地、集落地を取り囲むように農地が約 26%、集落地や市街地が約 11%などとなっています。

既成市街地においては、良好な住環境を確保するため、引き続き都市基盤の整備を進める必要があります。また、集落地においては、周辺の農地など農空間の保全と都市的な土地利用との調和を考慮しながら、生活環境基盤の充実など住みよい環境づくりに努めることが必要です。

さらに、学術文化交流拠点などの拠点形成を図り、にぎわいのあるまちづくりを進める必要があります。

### 【まちづくりの方向】

将来都市構造に基づき、まちの骨格となる拠点の形成に努めるとともに、地域特性をいかした土地利用の促進に努めます。

また、良好なまちなみや快適な住環境を備えたまちづくりをめざします。

- (1) 計画的な市街地などの整備
- (2) 良好な住環境の整備
- (3) 住居表示の実施

### 【まちづくり計画】

- (1) 計画的な市街地などの整備
  - 都市計画マスタープランに基づき、計画的な都市基盤整備や住環境の整備を進めます。
  - 学術文化交流拠点では、学術や文化に関する機能や生活利便性を向上するための機能の充実、優れた住環境の創出に努めます。



- 産業交流拠点では、国道 309 号など幹線道路の沿道としてのポテンシャルをいかし、周辺環境と調和した商業施設の集積など地域経済の活性化につながる拠点の形成に努めます。
- 町中心地区では、生活利便施設や行政機能の集積、安全・安心の拠点整備などを図ります。
- 市街地では、都市基盤整備などにより快適な住環境の整備や保全を図ります。
- 集落地では、自然や農業との調和を図りつつ、公共下水道の整備など生活環境基盤の充実を図ります。
- 田園居住ゾーンの土とり跡地などでは、周辺の自然環境に配慮した土地利用の誘導に努めます。

(2) 良好な住環境の整備

- 良好な住環境の形成に向けて、地区計画の運用や建築協定・緑化協定などの住民の自主的なルールづくりを促進します。
- 地区計画制度などを活用し、都市計画法に基づき開発の規制と誘導を図り、良好なまちなみや住環境の創出に努めます。
- 公共建築物や河川・道路などの整備にあたっては、ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが使用しやすいよう考慮するとともに、周辺の自然・歴史的環境に配慮し、調和を図ります。
- 空き地や空き家について、適正な管理が行われるよう指導に努めるとともに、有効な活用を図ります。

(3) 住居表示の推進

- 住民生活の利便性の向上を図るため、住居表示の実施を推進します。



## 6 商工業の振興

### 【現況と課題】

町内の商工業は、規模や集積度から産業経済に占める割合が小さく、零細企業が多いのが現状です。幹線道路沿いにはコンビニエンスストアや規模の大きな小売店などの立地がみられるものの、町内の小売業は、食料品等を中心とする小規模店舗が多くを占めています。

また、工業は、プラスチック製品や金属製品などの製造業が中心で、その多くは中小企業であり、就業者も少ない状況です。

今後は、経営の安定を図るための施策を推進するとともに、多様化する消費者ニーズに対応して生活サービス機能を向上させる必要があります。また、町内での就業機会の確保と地域の活性化を図るため、新たな産業の育成や商工業施設の立地に向けた取り組みなどを進める必要があります。

### 【まちづくりの方向】

商工業者の経営の安定を図るとともに、商工業の活性化に向けた商工業者の自主的な取り組みの支援に努めます。

また、本町の地域特性をいかした新たな商工業施設や産業の誘導に努め、地域住民の利便性の向上や新たな就業機会の確保など地域の活性化を図ります。

(1) 商工業の活性化

(2) 新たな産業等の育成

### 【まちづくり計画】

(1) 商工業の活性化

- 経営の安定を図るため、融資制度の周知と活用促進に努めます。
- 商工会などの関係機関と連携し、経営情報の提供や相談体制の充実を図るなど経営改善を支援します。また、商工業者が自主的に行う取り組みを促進します。



(2) 新たな産業等の育成

- 大学や商工業者・農業者との連携を図りながら農産特産品を活用した食品・造園関連産業など、本町の特性をいかした産業の育成に努めるとともに、商業施設などの立地誘導に努めます。
- 田園居住ゾーンにおいて、自然や農業との調和を図りながら、地域住民の利便性の向上や就業機会の確保のため、新たな商工業施設、産業の誘導・誘致を進める土地利用に取り組みます。



## 7 農林業の振興

### 【現況と課題】

全国的に農業の担い手の減少や高齢化が進み、遊休農地がみられるなど、農業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。また、農業には水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など多面的な機能があり、農空間を保全し、農業の振興を図ることが求められています。

本町では、ため池や農道・水路など農業基盤の整備を進めるとともに、食の安全と地産地消、農産物のブランド化をはじめ、新たな展開を進めつつあります。

今後は、農地の利用集積の推進や遊休農地の活用、担い手の育成、大都市近郊の立地条件をいかした新たな販路の開拓などにより農業の振興を図る必要があります。

また、林業を取り巻く環境は、木材価格の長期低迷や担い手の高齢化などにより厳しい状況にあります。森林は、地球温暖化防止や水源のかん養、防災など多目的な機能を有しており、このような大切な役割を有する森林を保全するためにも、林業の振興に努める必要があります。

### 【まちづくりの方向】

農業の生産性の向上や農地の保全を図るため、ほ場や用排水施設等の農業生産基盤の保全・整備を進めます。

また、食の安全や環境に配慮した農業、都市近郊という立地をいかした都市と農村の交流、農産物直売や学校給食における地産地消の促進などに努め、地域農業の振興を図ります。

さらに、水源のかん養など多目的な機能を有する森林の保全に努め、林業の振興を図ります。

- (1) 安定的な農業経営の支援
- (2) 農地の保全・活用の促進
- (3) 新たな農業の展開
- (4) 林業の振興



### 【まちづくり計画】

#### (1) 安定的な農業経営の支援

- 認定農業者など地域農業の担い手の育成・支援を行います。
- イノシシなど有害鳥獣による農作物の被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲や資機材の購入、防止柵の設置などに対する支援を行います。
- 農地の高度利用と生産性の向上を図るため、ため池や農道・水路、ほ場整備など生産基盤の整備を進めるとともに、農業経営の安定を図ります。
- 集落地において、自然や農業と調和を図りつつ、道路や水路など生活環境基盤の充実を図ります。

#### (2) 農地の保全・活用の促進

- 農地の利用集積や流動化を促進し、耕作放棄の抑制と優良農地の確保を図ります。
- 多面的な機能を有する農地など農空間の保全を図るため、地域ぐるみで農地、水路、農村環境を保全する取り組みを促進します。

#### (3) 新たな農業の展開

- 農村活性化センターを拠点として都市住民や消費者との交流の促進を図ります。また、住民が農業に親しみ、体験できる場として市民農園などに取り組みます。
- 農村活性化センターにおいては、地場産にこだわった農産物や加工品の直売など地産地消を推進します。また、学校給食における地場産品の活用を促進し、地元消費の拡大を図ります。
- なにわの伝統野菜、なにわ特産品など特色ある農作物の普及に努めるとともに、新たな特産品の育成・PRに努め、地場産品を活用した加工品や農産物のブランド化を図ります。また、ナス、鑑賞用樹など特産品の栽培促進に努めます。
- 有機栽培や農薬・化学肥料を減らしたエコ農産物など安全な農作物の提供を促進し、農業関連廃棄物の適正な処理を図ります。



(4) 林業の振興

- 水源のかん養、土砂流出防止など多目的な機能を有する森林の保全を担う林業の振興を図るため、森林組合と連携を密にして造林事業などに対する支援を行います。







## 2 健全な自治体経営の推進

### (1) 総合計画の推進体制

- 基本計画に示されたまちづくりの実現に向けて、事業の検証や適正な進行管理を実施するため、マネジメントサイクルの確立に向けた行政評価システムの構築・活用を進めます。また、計画の進行管理について、第三者機関の設置を検討します。
- 新たな行政課題や多様化する住民ニーズに的確に対応するため、柔軟かつ機動的な組織体制をめざすとともに、職員の資質向上や意識改革を推進します。

### (2) 効率的な行財政運営

- 住民サービスの充実と効率的な行政運営を図るため、指定管理者制度などアウトソーシングを推進するとともに、公共施設の再編・整理を進め、遊休地等についてはその有効利用や売却を検討します。
- 中長期的な視野に立って、規模や財政基盤に応じた、効率的・計画的な自治体経営を推進します。
- 効率的な自治体経営にあたり、行財政改革などを進めるとともに、職員のコスト意識や経営感覚の高揚を図ります。
- 自主財源の確保に向け、納税意識の啓発や適正な課税客体の把握と徴収率の向上に努めるとともに、受益者負担の適正化を図ります。

### (3) 広域行政の推進

- 住民の生活圏の広がりや広域的な行政課題などに対応するため、近隣市町村と連携し、広域行政の推進を図ります。



## 河南町新総合計画 基本計画(案)

---

- 広域で連携することにより、事務をより適切かつ効率的に処理するため、機関等の共同設置や事務委託などを活用し、より効率的な行政を進めます。